

災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 福井県					
災害等の種類：（坑外）運搬装置のため（コンベアのため）	発生日時： 平成26年1月27日（月） 9時45分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 59歳、採掘担当作業責任者、請負、勤続年数23年6ヶ月 担当職経験年数23年6ヶ月						
罹災程度： 左手 中指・薬指 指先挫創、左手 示指・中指・薬指 基節骨骨折						
<p><b>【概要】</b></p> <p>A作業責任者は、1月27日8時頃、現場事務所にて作業前ミーティングに出席し、同日8時40分頃から粘土・けい石砕鉱場の運転を開始した。</p> <p>A作業責任者は、同日9時30分頃から当該砕鉱場の巡視・点検を始め、貯鉱場の建屋内で、シャトルコンベア（正逆式）から異音がしていたため、貯鉱場への落とし口側のプーリーを確認したところ、プーリーに固結物（拳大よりも小さい）が付着しているのを見つけた。</p> <p>A作業責任者は、当該コンベアを停止させずに、シャトルコンベアのシュートの付着物を清掃するために持っていたL字型バール（長さ約90cm、重さ約2.2kg）を使用して、固結物の除去作業を行ったところ、同日9時45分頃、プーリーとベルトの間にバールが巻き込まれ、右手は離れたが左手がプーリーとバールの間に挟まれ、罹災した。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>① 保安規程には「運転中の清掃、給油及び修理の禁止」が規定されていたが、罹災者は、運転中のベルトコンベアのプーリーに付着した固結物を除去しようと、手を出した。</p> <p>② リターンベルトにはクリーナーが設置されていたが、プーリーに固結物が付着した。</p> <p>③ 点検時にシャトルコンベアに巻き込まれるリスク低減のため、コンベアとその横の点検通路との間は手摺りで仕切られ、プーリーが設置されているシュート部には保護カバーが設置されていたが、これらの対策は手を出す行為に対するリスク低減措置にはなっていなかった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>①当該ベルトコンベアのプーリー横に安全柵を設置</p> <p>②プーリーに固結付着防止用のクリーナーを設置</p> <p>③全鉱山労働者を対象に、挟まれ・巻き込まれ等防止のための保安教育を実施</p> <p>④コンベアに関する作業標準書について、清掃作業等に関する規定を追加</p> <p>⑤鉱山労働者を対象に、体感教育を実施</p>						

【参考情報等】

○コンベアについては、安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知する必要があります。コンベアの掃除、給油、検査、修理等の保全の作業を行う場合において、コンベアの運転を停止し、かつ、コンベアが作動しないような措置を講じましょう。

○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

＜鉱山保安法令＞

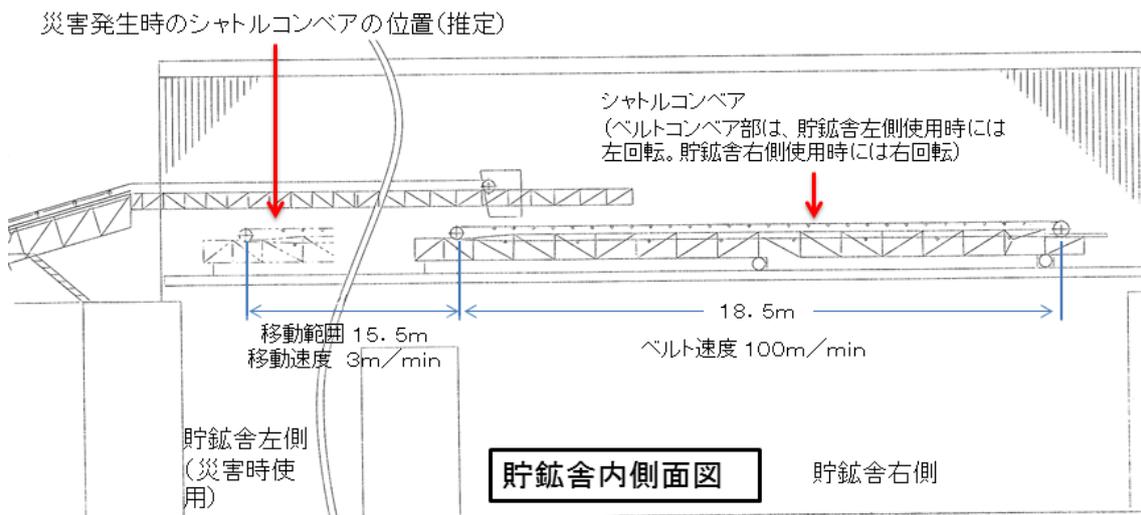
- ・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)
- ・使用方法を定めることを要す主な機械、器具等として「コンベア」(鉱業権者が講ずべき措置事例第10章2(1)(5))
- ・「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業として「機械、器具又は工作物の修理作業」(鉱業権者が講ずべき措置事例第10章3(38))

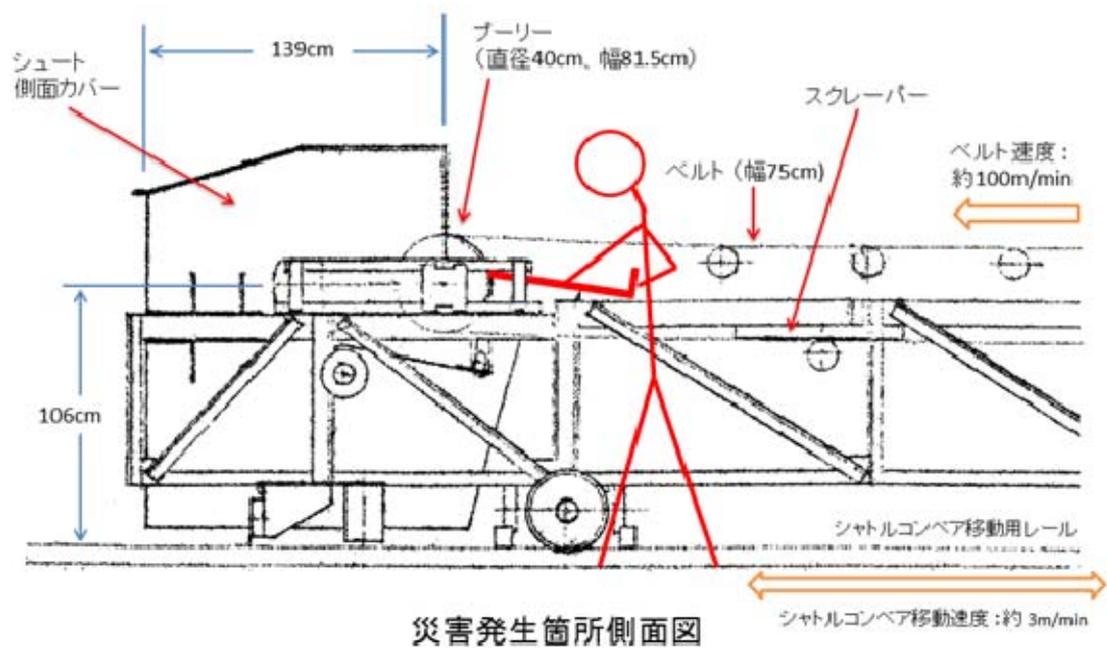
＜労働安全衛生法令＞

- ・掃除等の場合の運転停止に関する安全基準(労働安全衛生規則第107条第1項)
- ・コンベアの安全基準に関する技術上の指針

【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部近畿支部 鉱山保安課 武者、小林  
電話番号 06-6966-6062





災害発生時再現写真 (位置・行動とも推定)



罹災時の状況 (推定)



使用したバール (罹災後)